鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領を次のように定める。

令和5年10月17日

鴻巣市長 並 木 正 年

鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職員による事務処理誤り等の発生を防止し、又はそ の再発を防止するため、職員による事務処理誤り等が発生した場合の措 置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に 規定する一般職に属する市の職員(事務処理誤り等が指定管理業務又 は委託業務に係るものの場合、当該業務に従事している者を含む。) をいう。
 - (2) 事務処理誤り 個人若しくは団体(以下「個人等」という。)の権利若しくは利益を侵害し、若しくは社会に影響を及ぼし、又はそのおそれのある職員の事務処理の誤りであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 事務処理に係る確認不足、不注意等を主たる原因として、所期の 目的と異なる結果を発生させたもの
 - イ 事務処理に係る手順を定め遵守することにより、防止が可能であるもの
 - (3) 事務処理誤り等 事務処理誤り及び個人情報の漏えい等をいう。
 - (4) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57 号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。

- (5) 要配慮個人情報 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定 する要配慮個人情報をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 個人情報の漏えい等 職員の事務処理の過程又は結果において、個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがあるものをいう。
- (8) 所管課長 事務処理誤り等のあった事務事業を所管する課長、館長 その他これに類する職員をいう。
- (9) 所管部長 事務処理誤り等のあった事務事業を所管する室長、部長 危機管理監、支所長、会計管理者その他これに類する職員をいう。
- (10) 判明日 所管課長において、事務処理誤り等があったことを認識した日をいう。

(報告)

- 第3条 所管課長は、事務処理誤り等があったことを認識したときは、直ちに所管部長に報告するものとする。
- 2 所管部長は、事務処理誤り等の報告を受けたときは、事務処理誤り等 報告書(様式第1号)により、遅滞なく副市長に報告するものとする。
- 3 副市長は、事務処理誤り等が第5条の公表の対象に該当すると認める ときは、市長へ報告するものとする。

(暫定措置)

- 第4条 所管課長は、事務処理誤り等が発生したときは、被害の拡大を防止するため、速やかに暫定的な措置を実施するものとする。
- 2 所管課長は、事務処理誤り等の事案に応じて、影響を受ける可能性のある個人等に、事実関係等について連絡するものとする。

(公表)

- 第5条 事務処理誤り等の公表は、次の各号のいずれかに該当する場合に 行うものとする。
 - (1) 10人以上の個人情報の漏えい等があったとき。

- (2) 要配慮個人情報又は特定個人情報の漏えい等があったとき。
- (3) 被害の拡大又は二次被害が生じるおそれがあるとき。
- (4) 個人等に著しい不利益を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 個人等の生命又は身体に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 個人等に対して速やかな注意喚起が必要なとき。
- (7) 著しく不適切な事務処理により市に損害を及ぼしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は公表しないものとする。
 - (1) 公表することにより、個人等に不利益を及ぼすおそれのあるとき。
 - (2) 公表することにより、捜査又は裁判に支障を来すおそれのあるとき。
- 3 所管部長は、事務処理誤り等のうち第1項の規定により公表の対象と なるものについては、第3条第3項による報告後、速やかにその概要を 市のホームページ等で公表するものとする。

(事実関係の調査)

第6条 所管課長は、事務処理誤り等についての事実関係を調査し、原因 を究明するものとする。

(再発防止策の報告)

- 第7条 所管課長は、前条の規定による調査及び究明をした原因を踏まえ、 再発防止策に関する所要の措置を行い、判明日の翌日から起算して30 日以内に、事務処理誤り等の再発防止策実施報告書(様式第2号。以下 「実施報告書」という。)を作成し、副市長に提出するものとする。
- 2 副市長は、前項の実施報告書を受けた場合において、次条の公表を行うときは、市長に報告するものとする。

(再発防止策の公表)

第8条 所管部長は、第5条の規定により公表した事務処理誤り等について、必要と認めるときは、当該事務処理誤り等の再発防止策を公表する ものとする。

(再発防止策の実施状況のモニタリング)

第9条 所管部長は、第7条の実施報告書に記載された再発防止策の実施 状況について随時モニタリングを行い、必要と認めるときは、所管課長 に必要な措置を実施するよう指示するものとする。

(情報の共有)

第10条 所管部長は、事務処理誤り等の再発防止に向け、経営政策会議等において、発生した事務処理誤り等の概要及び再発防止策を報告し、情報を共有するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事務処理誤り等に対する措置に 関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。